

道路法第91条第2項に規定する道路予定区域における道路占用の取扱いについて

1 対象となる道路予定区域

- (1) 原則として、道路の敷地として所有権を取得した土地に限る。
- (2) 5年間以上、道路に関する事業着手の予定がないこと。

2 占有物件

(1) 占有物件

①フェンス、区画線、車止めその他の駐車用工作物

- ・道路法第32条第1項第1号物件
- ・照明灯、ミラー、精算機その他のいわゆる“駐車場”に必要な物件一式を含む。

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（地上に設けるものに限る。）

- ・道路法施行令第7条第8号物件
- ・広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものでないこと。
- ・建築物に限らず、机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェとしての機能を果たすものも含む。

③材料置場

- ・道路法施行令第7条第4号物件

(2) 許可できないもの

- ①易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入する場合を除く）
- ②悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- ③風俗営業用施設その他これらに類するもの
- ④住宅（併用住宅を含む。）

3 占有の期間

いずれの占有物件も、5年以内とする。

4 占有主体

占有物件を適確に管理ことができると認められる者であること。

5 占用場所、態様及び構造

- (1) 占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。
特に、交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。
- (2) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (3) 食事施設等がひさし、日よけ等を上空に設ける場合は、その最下部と路面との距離は2.5 m以上とすること。
- (4) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう、除却が困難となる構造のものではないこと。
- (5) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。
- (6) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。
- (7) 火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められること。
- (8) 車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (9) 建築基準法、屋外広告物条例その他関係法令の規定を併せて遵守すること。

6 占用許可の条件

占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、次に掲げる条件を附すこと。

- (1) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (2) 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
- (3) 施設の利用者により周辺の道路上に違法駐車されることのないよう、適切な措置を講じること。
- (4) 利用形態及び内容につき、地元自治体及び地元住民の了承を得るよう努めること。

7 その他

本取扱いは、大阪府都市整備部の行う土地活用事業に係る占用に限り適用する。